

令和8年度（2026年度）水俣病公式確認70年情報発信業務委託基本仕様書

1 目的

水俣病の歴史や教訓の風化が懸念されるなか、全国的に関心が高まる水俣病公式確認70年を契機として、県内の幅広い世代に対して改めて水俣病の正しい理解の促進を図るため、イベント等の実施を通じて水俣病の歴史や教訓の発信を行う。

2 業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月25日（木）まで

3 業務内容

（1）水俣病啓発パネル展の開催

① 展示用パネルの制作

水俣病の歴史・教訓、正しい理解の促進を目的とした展示用パネルを制作する。

【規格】A1版、カラー印刷、8枚程度

【内容】水俣病発生当時の生活・文化、食物連鎖及び生物濃縮の仕組み、偏見・差別の解消、水俣湾の再生 等

② 水俣病啓発パネル展の開催

水俣病への関心が薄い方や幅広い年齢層の方に水俣病のことを知ってもらうため、県内複数か所の大型商業施設等でパネル展示と環境ワークショップ等を組み合わせたイベントを開催する。

【開催時期】8月～12月上旬の間

【内 容】

ア ①で制作するパネル、写真家による写真作品、水俣病患者による写真・絵画作品等の展示

（開催頻度）1会場あたり1週間以上の期間展示を行うこと

イ 環境学習に関するワークショップ、水俣・芦北地域の魅力発信に繋がるブース出展等

（開催頻度）アのパネル展示期間中の休日又は祝日に1回以上開催すること

【会 場】県北地域、県央地域、県南・天草地域で各1会場以上（合計3会場以上）

※交通アクセスの利便性が高いほか、大型商業施設等の人の往来が多く立ち寄りやすい会場とすること。

【集客目標】300名/会場

【開催時間】午前10時～午後4時程度

③ 留意事項

ア 展示用パネルの制作について

・①で制作する展示用パネルの内容について提案すること。パネルに掲載する内

容は①に列挙するもののほか、独自の提案を盛り込むこと。なお、最終的な内容は県と協議のうえ、決定する。

- ・本業務には、パネルのデザイン、印刷、付随する消耗品の購入等、業務の遂行に必要なすべての対応を含む。
- イ 水俣病啓発パネル展の開催について
 - ・水俣病に対する正しい理解の促進につながるようなワークショップ、ブース出展、ステージイベント等を提案すること。
 - ・来場者が巡回するような工夫を行い、効果的なイベントを企画すること。
 - ・イベント開催前には、出展団体担当者向けの説明会を実施すること。
 - ・各イベント会場において、参加者がわかりやすいよう会場の案内図や看板等を設置すること。
 - ・各イベント終了後において、来場者に対しアンケートを実施し、イベントの効果や満足度、改善点、次年度以降の情報発信業務の基礎データとなるアンケート項目等を設定し、回収したアンケートの分析結果を県に報告すること。また、その後のイベントの改善につなげること。
 - ・各イベント終了後の参加者アンケート回収率は、目標を5割以上とし、回収率を上げるための方策等を提案すること。
 - ・各イベント終了後には、開催概要（イベント内容、参加者数、出展団体対応件数、イベント写真、アンケート等）をまとめた報告書を、イベント終了後30日以内に県に提出すること。なお、本報告書は出展団体及び関係機関にも共有する。
 - ・各イベントの実施にあたっては、県と定期的な打合せを行うこと。
 - ・各イベント開催時期等の決定に関して、国及び関係市町、関係機関の事業等の実施時期を考慮すること。なお、②に示す開催時期は目安であり、開催場所を含め最終的には県と協議のうえ、決定すること。
 - ・本業務には、必要な会場・機材の手配、関係者との連絡調整・出展団体の募集・担当者への事前説明会実施・参加者の募集及び申込みの受付、開催準備・当日運営・アンケート調査の実施及び結果集計等の業務の遂行に必要なすべての対応を含む。
 - ・その他、受託者からの提案内容を実施すること。

（2）水俣病や他の公害、戦争、災害等の語り部によるシンポジウムの開催

① シンポジウムの開催

水俣病患者や語り部の高齢化が進む中、より多くの人に当事者の話を直接届けるとともに、水俣病の経験・教訓の風化を防ぎ、後世に語り継いでいくため、全国で活動する各分野の語り部や水俣・芦北地域の次世代を担う地元高校生等と「語り継ぐ」ことをテーマに話し合うシンポジウムを開催する。

【開催時期】12月～2月の休日又は祝日の1日間

【内 容】

ア 水俣病、他の公害病、戦争体験、災害体験等の語り部講話（5人程度）

イ パネルディスカッション（90分程度）

【会 場】水俣市内で集客目標を収容できる会場

【WEB配信】会の一部又は全部をWEBで配信する

【集客目標】現地集客200名、WEB視聴300名 合計500名/回

② 留意事項

- ・①の内容を前提として、シンポジウム全体の構成案について提案すること。なお、登壇者・参加者の負担軽減に配慮した時間配分とし、適切な休憩を含むこと。
- ・①アの語り部講話に係る登壇者を提案すること。なお、水俣病資料館語り部は必須とし、他の語り部は、①アに列挙した分野以外の語り部も提案できるものとする。
- ・①イのパネルディスカッションに係る登壇者（ファシリテーター含む）及びディスカッションテーマを提案すること。なお、①アの語り部は、パネルディスカッションにも登壇する前提でテーマ等を提案すること。
（登壇者例）四大公害病の語り部、戦争体験の語り部、災害体験の語り部、学識者、水俣・芦北地域の高校生 等
- ・以上のほか、事業効果や集客率の向上が期待できる取り組みがあれば提案すること。
- ・シンポジウムの開催時期の決定に関して、国及び関係市町、関係機関の事業等の実施時期を考慮すること。
- ・シンポジウムの開催時期、内容、会場等の全般について、最終的には県と協議のうえ、決定する。
- ・会場において、参加者がわかりやすいよう会場の案内図や看板等を設置すること。
- ・シンポジウムの実施にあたっては、県と定期的な打合せを行うこと。
- ・本業務には、必要な会場・機材の手配、司会・登壇者の手配、関係者との連絡調整・参加者の募集及び申込みの受付、開催準備・当日運営・アンケート調査の実施及び結果集計等の業務の遂行に必要なすべての対応を含む。
- ・その他、受託者からの提案内容を実施すること。

(3) 上記(1)(2)に係る広報

① 広報

- ・(1)(2)の周知に必要なチラシ・ポスター等の紙媒体及びインターネット上で広報するためのWEBサイトを制作すること。紙媒体については、県から指示のあった窓口へ送付し、WEBサイトについては県ホームページ等に掲載するためのバナーを制作すること。

- ・（１）については、開催約４週間前から、（２）については、開催約８週間前から広報を行うこと。
- ・本業務で制作するWEBサイトでは、（１）（２）に示すイベントへの誘客を目的とするほか、県が支援する民間団体等の水俣病公式確認70年関連事業についても発信すること。

② 留意事項

- ・チラシ・ポスター等の紙媒体、WEBサイト、バナーについては、最終的に県と協議のうえ、決定すること。
- ・本業務には、広報媒体のデザイン、印刷、印刷物の発送、広告等、業務の遂行に必要なすべての対応を含む。
- ・①に示す広報手段のほか、効果的な方法があれば提案すること。
- ・その他、受託者からの提案内容を実施すること。

5 業務進捗報告及び完了報告

- （１）業務の実施にあたっては、業務スケジュール表を作成し、県と協議のうえ、実施すること。また、本業務実施中は県と協議のうえ、定める頻度で経過報告等を行うとともに、必要に応じ実施方法等の変更を行うこと。
- （２）受託者は、委託期間満了までに、各イベント後に行ったアンケート結果の全体をとりまとめ、分析すること。
- （３）受託者は、業務期間中、県の求めがあった場合、業務の進捗状況に関する報告を行うこと。
- （４）受託者は、業務終了後、業務完了報告書を作成し、委託期間満了日までに知事宛てに報告すること。

6 その他

- （１）本業務の遂行に要する一切の経費は委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。
- （２）受託者は、本業務において知り得た情報については、他人に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- （３）個人情報の保護については十分留意し、流出等が生じないようにすること。
- （４）原則として、本業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。但し、県と協議のうえ、合理的に必要な範囲で業務の一部を再委託することは妨げない。
- （５）本業務の実施にあたっては、県、市町、関係機関等と綿密な連携及び必要な情報等を提供することとし、疑義等が発生した場合は、県と協議のうえ、解決することとする。
- （６）本業務の制作物等（電子データも含む）の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）及び使用権は、全て熊本県に帰属する。
- （７）仕様書に定めのない事項、または仕様書に定める業務の実施に当たって必要な詳細事項及び疑義が生じた場合は、遅滞なく県及び受託者が協議し解決するものとする。